

武蔵野市財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針 (平成 21 年 2 月改正)

市では、平成 8 年に武蔵野市財政援助出資団体指導事務要綱を制定し、財政援助出資団体(以下「団体」と言う。)の財政運営や組織及び定数について、毎年、ヒアリングを実施するなど指導監督を行ってきた。しかし、平成 16 年度の指定管理者制度の導入や平成 20 年 12 月からの公益法人改革の実施、平成 21 年 4 月の財政健全化法施行により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率計算上に反映されることになり、市の財政と団体の財政を一体として考える必要が生じたことなど、市及び団体を取り巻く環境が変わった。

市政の代替・補完機能を果たすために、市は自らが出捐し団体を設立した。このため市は、団体が設立趣旨に則り、健全な経営のもと事業を遂行するよう、指導監督を行っているが、団体を取り巻く環境変化に対応した適切な指導監督を行うため、指導監督の基本方針を改正する。

1 基本方針

(1) 経営責任の明確化

団体経営にあたっては、独立した団体としての自覚を持ち、自らの責任で事業を遂行していくために、経営者の職務権限や責任を明確にする。

(2) 自律的経営の促進

団体の設立の趣旨に沿い、団体自らが経営目標を明確にし、目標達成に向けて積極的かつ主体的に取り組む。

(3) 人材育成と経営基盤強化

市の財政支援、人的支援に頼ることなく、団体自らが長期的視点から財源確保、人材育成に努め、経営基盤の一層の強化を図る。

(4) 経営の透明性の向上

市民等への説明責任を果たすため、団体の取組や経営状況等をホームページ等を通じて公表し、団体経営の一層の透明性向上を図る。

2 具体的な取組

(1) 経営健全性の確保

団体は、経営等が困難な状況に陥った場合は、経営者の民事上の責任などが問われることを自覚し、健全な経営を行う。市の団体所管部課は団体の経営状況を的確に把握し、健全な経営を促すよう指導監督を行う。

(2) 事業評価の導入と事務事業の見直し

団体は組織の目的・目標を明確化し、それらが適正に果たされているかを毎年評価し、目的・目標の達成に向けて効果的かつ効率的な事業実施を行うとともに、事務事業の不断の見直しを行う。市の団体所管部課は、団体の自己評価結果を踏まえ適切な指導監督を行う。

(3) 指定管理者制度への対応

指定管理者制度が導入され、市では公の施設の指定管理者の選定は公募を原則とした。指定管理者に指定されている団体は、将来の公募を視野に入れ、公共的団体の信用力を活用し、先駆的なサービスを開発・実施するとともに、サービスの向上及びコスト削減を進める。また、公募に柔軟に対応できる体制を築くため、必要に応じて団体の統

合も検討する。

(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化

団体は、将来の団体経営を担う人材育成を強化するため、市・団体間の人事交流による研修や団体内における職員研修を強化し、中長期的視点をもって人材育成に取り組む。団体職員の仕事に対する自覚と意欲を高める。また、団体職員の高齢化に伴う人件費の増加も予想されるので、より一層効率的な経営を行い、財政基盤を強化する必要がある。

(5) 人事・給与制度の見直し

団体は、都または東社協の給料表の適用を原則としているが、今後は市の財政支援の縮減も念頭に、団体の経営・財政状況等に見合った適正な給与制度に見直す。また、職員個人の能力・実績に応じた成果主義的給与制度を導入し、職員の意欲向上を図る。指定管理者の選定は公募が原則であることを念頭に、指定管理者の指定を受けている団体は、将来の公募を視野に入れ、類似の事業を行う民間企業等の給与水準の動向等も勘案し、適正な給与制度の構築を行う。

(6) 組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進

団体の組織・職員数等のより一層の適正化に向け、少数精鋭の徹底、柔軟な勤務体制の導入、更なる民間活力手法の導入を行う。職員の仕事に対する意欲の向上を図るため、組織の目的・目標を明確に示す。また、嘱託職員、アルバイトなど多様な形態の人材活用を図る際には、それぞれの果たすべき職務や責任の内容を明確にし、各々が意欲を持って働ける人材活用を図る。

(7) 情報公開の更なる推進

団体はホームページ等を通じ、寄付行為や定款、事業計画、財務諸表、事務事業評価、役員報酬などを市民に分かりやすく公表し、団体の信頼性の向上を図る。

(8) 武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会

市の団体に対する指導監督の基本方針の周知、その実施方法の検討、市と団体相互の連絡調整、各団体が抱える課題の情報共有、各団体が実施する類似の事業の再編等を行うため、市長と団体の経営者による武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会を毎年実施する。

(9) 公益法人改革への対応

平成 20 年 12 月 1 日から公益法人改革が始まり、社団法人・財団法人は特例民法法人に移行した。これらの団体は今後 5 年以内に、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に移行しなければならない。当面、一般社団法人・一般財団法人化する団体であっても、市の財政支援を受け公共の一端を担っていることや、公益法人という名称を取得することにより外形的信用性を高められることを鑑み、早急に公益社団法人・公益財団法人化を図るよう努める。

3 団体の組織統廃合・再編の検討

団体の統廃合や再編については、管理コストの縮減、経営基盤の強化、公募を原則とした指定管理者制度への柔軟な対応、各団体のノウハウを集積することによる一層高度なサービス提供などを視点に、検討を行う。